令 和 元 年 度 実 施
大学機関別認証評価
評　価　報　告　書

山形大学

令和２年３月

令和５年３月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について　・・　i

Ⅰ　認証評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　基準ごとの評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

領域１　教育研究上の基本組織に関する基準（１－１～１－３）　・・・・・・・・・・・　3

領域２　内部質保証に関する基準（２－１～２－５）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（３－１～３－６）　・・・・　10

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準（４－１～４－２）　・・・・・・・　12

領域５　学生の受入に関する基準（５－１～５－３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

領域６　教育課程と学習成果に関する基準（６－１～６－８）　・・・・・・・・・・・・　17

付録１　認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録２　根拠資料一覧

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

１．令和元年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

１　評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

２　評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

３　評価プロセスの概要

※　評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

（１）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（２）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断しました。

⑤ 評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

４　評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

５　評価のスケジュール

（１） 機構は、平成 30 年６月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、平成 30 年６月及び 10 月に、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

（２） 機構は、平成 30 年７月から９月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 16 大学の評価を実施しました。

○　国立大学（16 大学）

室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京外国語大学、
長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都教育大学、和歌山大学、
徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

（３） 機構は、令和元年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

（４） 機構は、令和元年６月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※　自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和元年	
７月	書面調査の実施
８月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10 月～11 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

（５） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和２年１月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（６） 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和２年３月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

６　評価結果

令和元年度に認証評価を実施した 16 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

７　評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和元年度実施大学機関別認証評価　評価報告書」として、ウェブサイト（https://www.niad.ac.jp/）への掲載等により、広く社会に公表します。

８　大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和２年３月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

	アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
	稲　垣　　卓	福山市立大学名誉教授
	及　川　良　一	大学入試センター参与
	片　峰　　茂	長崎大学名誉教授
	片　山　英　治	野村證券株式会社主任研究員
	川　嶋　太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
	下　條　文　武	新潟大学名誉教授
	近　藤　倫　明	北九州市立大学特任教授
	里　見　　進	日本学術振興会理事長
	鈴　木　志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	中　島　恭　一	富山国際大学顧問
	西　尾　章治郎	大阪大学総長
◎	濱　田　純　一	放送倫理・番組向上機構理事長
○	日比谷　潤　子	国際基督教大学長
	前　田　早　苗	千葉大学教授
	松　本　美　奈	Ｑラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
	室　伏　きみ子	お茶の水女子大学長
	山　本　健　慈	国立大学協会専務理事
	吉　田　　文	早稲田大学教授

※　◎は委員長、○は副委員長

（2）大学機関別認証評価委員会運営小委員会

	稲　垣　　卓	福山市立大学名誉教授
	川　嶋　太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
	下　條　文　武	新潟大学名誉教授
	近　藤　倫　明	北九州市立大学特任教授
◎	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	中　島　恭　一	富山国際大学顧問
○	山　本　　泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※　◎は主査、○は副主査

（3）大学機関別認証評価委員会評価部会

（第1部会）

	阿波賀　邦　夫	名古屋大学大学院理学研究科教授
	井　上　美沙子	大妻女子大学副学長
○	片　峰　　茂	長崎大学名誉教授
	片　山　英　治	野村證券株式会社主任研究員
	神　林　克　明	公認会計士、税理士
	岸　本　喜久雄	東京工業大学名誉教授
	喜　多　　一	京都大学国際高等教育院教授
◎	近　藤　倫　明	北九州市立大学特任教授
	齊　藤　和　季	千葉大学大学院薬学研究院教授
	佐　藤　信　行	中央大学大学院法務研究科教授
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	前　田　健　康	新潟大学歯学部長・大学院医歯学総合研究科教授
	光　田　好　孝	東京大学生産技術研究所教授
	野　口　哲　子	奈良先端科学技術大学院大学監事
○	山　内　　進	一橋大学名誉教授
○	山　口　佳　三	北海道大学名誉教授
	山　本　　泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授
	吉　澤　結　子	秋田県立大学理事・副学長

（第2部会）

	磯　部　祐　子	富山大学理事・副学長
○	伊　東　幸　宏	浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター長、静岡大学名誉教授・顧問
	江　原　由美子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
	及　川　良　一	大学入試センター参与
	小　内　　透	北海道大学大学院教育学研究院教授
	片　山　英　治	野村證券株式会社主任研究員
◎	下　條　文　武	新潟大学名誉教授
	佐　藤　之　彦	千葉大学大学院工学研究院長・教授
	鈴　木　志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○	高　田　邦　昭	群馬県立県民健康科学大学長
	竹　内　啓　博	公認会計士、税理士
○	谷　口　　功	国立高等専門学校機構理事長
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	西　村　伸　一	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
	深　見　公　雄	高知大学総合科学系長・農林海洋科学部教授
	藤　田　佐　和	高知県立大学看護学部長・教授
	藤　本　眞　一	奈良県立医科大学教育開発センター教授

○	山　口　宏　樹	埼玉大学長
	山　本　　泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

（第３部会）

○	明　石　要　一	千葉敬愛短期大学長
◎	稲　垣　　卓	福山市立大学名誉教授
	片　山　英　治	野村證券株式会社主任研究員
	加　藤　映　子	大阪女学院大学長
○	清　水　一　彦	山梨県立大学理事長・学長
○	高　島　忠　義	前 愛知県立大学長
	竹　内　啓　博	公認会計士、税理士
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	濱　中　淳　子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	山　本　　泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授
	湯　川　嘉津美	上智大学総合人間科学部教授

（第４部会）

○	尾　家　祐　二	九州工業大学長
	大　谷　　順	熊本大学副学長
○	奥　野　武　俊	大阪府立大学名誉教授
	片　山　英　治	野村證券株式会社主任研究員
	神　林　克　明	公認会計士、税理士
	佐　藤　裕　之	弘前大学大学院理工学研究科長・教授
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	戸田山　和　久	名古屋大学大学院情報学研究科教授
◎	中　島　恭　一	富山国際大学顧問
○	中　島　秀　之	札幌市立大学理事長・学長
	花　泉　　修	群馬大学大学院理工学府電子情報部門教授
	山　本　　泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※　◎は部会長、○は副部会長

（４）大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎	川　嶋　太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
	嶌　田　敏　行	茨城大学全学教育機構准教授
	末　次　剛健志	佐賀大学総務部企画評価課専門職（ＩＲ担当）・ＩＲ室副室長
	高　橋　哲　也	大阪府立大学副学長
	土　屋　　俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
	戸田山　和　久	名古屋大学大学院情報学研究科教授
	新　田　早　苗	琉球大学総合企画戦略部長
	林　　隆　之	政策研究大学院大学政策研究科教授

前　田　早　苗		千葉大学教授
山　本	泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※　◎は部会長

２．評価結果について

「Ⅰ　認証評価結果」

「Ⅰ　認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準を満たしているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準２－３において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準１－１から基準６－８の 27 基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準を満たしているとし、27 基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認のうえ、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準２－１又は基準２－２を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ　基準ごとの評価」

「Ⅱ　基準ごとの評価」では、基準１－１から基準６－８において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ　意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ　意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※　対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

Ⅰ　認証評価結果

山形大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準５－３を除くすべての基準を満たしている。

基準５－３については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準２－１及び基準２－２を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

○　一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。（基準５－３）

○　一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準５－３）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

○　平成 29 年度に、教育開発連携支援センターが、文部科学省教育関係共同利用拠点「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支援する連携・体験型拠点」として認定され、「ＦＤネットワークつばさ」の事務局として大学間連携ＦＤを推進し、「金沢大学・山形大学・大正大学合同シンポジウム」「ＦＤ合宿セミナー」「基盤教育ワークショップ」「授業改善アンケート」「学習成果等アンケート」「大学間連携ＳＤ研修会」を実施している。（基準２－５、３－４）

○　教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係を明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）等を数値化し、教育課程が体系的であり相応しい水準にあることを確認している。（基準６－３）

○　低学年インターンシップの実施等、キャリア教育に力を入れ、平成 30 年度に文部科学省「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に１年次）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーク－山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ)」の取組が評価され、最優秀賞を受賞している。（基準６－５）

○　平成 24 年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「５年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、事後評価において「Ｓ」評価を得ている。（基準６－８）

（第三者による評価結果の活用について）

医学部医学科については、領域６の分析にあたり、当該教育研究上の基本組織等が責任を有する教育課程が、日本医学教育評価機構による評価を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上しているため、その評価結果をもって領域６の各基準の自己評価に代えている。また、工学部機械システム工学科についても同様に、領域６の分析にあたり、当該教育研究上の基本組織等が責任を有する教育課程が、日本技術者教育認定機構による評価を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上しているため、その評価結果をもって領域６の各基準の自己評価に代えている。また、教育実践研究科も同様に、領域６の分析にあたり、当該教育研究上の基本組織等が責任を有する教育

課程が、教員養成評価機構による評価を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上しているため、その評価結果をもって領域６の各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域６の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（追記 令和５年３月）

基準５－３

○ 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。」とする改善を要する点は、令和４年度に改善されている。

（追記 令和５年３月）

基準５－３

○ 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、令和４年度に改善されている。

Ⅱ　基準ごとの評価

領域１　教育研究上の基本組織に関する基準

基準１－１　教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準１－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学等の目的を達成するために、以下の６学部及び７研究科を置いている。

［学士課程］

・人文社会科学部（１学科：人文社会科学科）
・地域教育文化学部（１学科：地域教育文化学科）
・理学部（１学科：理学科）
・医学部（２学科：医学科、看護学科）
・工学部（６学科：（昼間コース）高分子・有機材料工学科、化学・バイオ工学科、
　情報・エレクトロニクス学科、機械システム工学科、建築・デザイン学科、
　（フレックスコース）システム創成工学科）
・農学部（１学科：食料生命環境学科）

［大学院課程］

・社会文化システム研究科（修士課程２専攻：文化システム専攻、社会システム専攻）
・地域教育文化研究科（修士課程２専攻：臨床心理学専攻、文化創造専攻）
・医学系研究科（修士課程２専攻：看護学専攻、先進的医科学専攻 /
　博士課程３専攻：医学専攻、看護学専攻、先進的医科学専攻）
・理工学研究科（修士課程８専攻：理学専攻、物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、
　応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、機械システム工学専攻、
　ものづくり技術経営学専攻 / 博士課程６専攻：地球共生圏科学専攻、物質化学工学専攻、
　バイオ工学専攻、電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）
・有機材料システム研究科（修士課程１専攻：有機材料システム専攻 /
　博士課程１専攻：有機材料システム専攻）
・農学研究科（修士課程３専攻：生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻）

［専門職学位課程］

・教育実践研究科（１専攻：教職実践専攻）

総合的思考力、実践的応用力を身に付けた上で創造性を発揮しながら地域創生に貢献できる人材の養成を目指し、平成 29 年度に人文学部を人文社会科学部に改組した。

理学に関する幅広い知識と多面的な視野を持ち、社会で起こる様々な状況に対応できる理工系人材の育成を目的とした新たな理学教育を行うため、平成 29 年度に理学部５学科を統合し、新たに情報科学分野を加えて、理学部１学科に改組した。

社会ニーズへの対応、有機系分野の強みの活用、入学者の進路希望と就職先のマッチング、学

生の多様化への対応、ＩＴ人材の養成、早期の社会と工学の繋がりに係る理解と知識の習得のため、平成 29 年度に工学部８学科及び地域教育文化学部地域教育文化学科の一部を再編し、工学部６学科に改組した。

学部から大学院までの一貫教育を強化し、専門性を深化させた高度専門職業人を育成するため、平成 29 年度に理工学研究科理学専攻の理学系５専攻を再編し、１専攻に改組した。

重粒子線治療装置研究開発を中心とした放射線医学研究、ゲノムコホート研究及び創薬研究及びそれらの分野に関連する専門家の育成（重粒子線、生物統計学、トランスレーショナルリサーチ等）のため、平成 29 年度に医学系研究科を改組した。

従来の専攻としてきた教育研究分野を発展的に研究科として独立させ、これらの領域における人材の養成を進めるため、平成 28 年度に有機材料システム研究科を設置した。

基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準１－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、以下のとおりであり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

［学士課程］

・人文社会科学部：専任 84 人（うち教授 39 人）、非常勤 75 人
・地域教育文化学部：専任 60 人（うち教授 30 人）、非常勤 91 人
・理学部：専任 73 人（うち教授 37 人）、非常勤 29 人
・医学部：専任 180 人（うち教授 44 人）、非常勤 152 人
・工学部：専任 163 人（うち教授 66 人）、非常勤 48 人
・農学部：専任 62 人（うち教授 28 人）、非常勤 28 人
・その他の組織等（学士課程基盤教育機構）：専任 18 人（うち教授４人）、非常勤 17 人
・その他の組織等（医学部附属病院）：専任 99 人（うち教授１人）

［大学院課程］

・社会文化システム研究科（修士課程）：研究指導教員 71 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員９人
・地域教育文化研究科（修士課程）：研究指導教員 16 人（うち教授 11 人）、研究指導補助教員７人
・医学系研究科（修士課程）：研究指導教員 28 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 12 人
・医学系研究科（博士課程）：研究指導教員 109 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 99 人
・理工学研究科（修士課程）：研究指導教員 192 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員２人
・理工学研究科（博士課程）：研究指導教員 130 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 46 人
・有機材料システム研究科（修士課程）：研究指導教員 35 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員０人
・有機材料システム研究科（博士課程）：研究指導教員 22 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員９人

・農学研究科（修士課程）：研究指導教員 57 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員４人

［専門職学位課程］

・教育実践研究科：専任教員 17 人（うち教授８人、実務家専任教員８人）

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式１－２－２のとおり、著しく偏っていない。

基準１－３　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準１－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員全員が学術研究院に所属し、別紙様式１－３－１のとおり、それぞれの専門性に応じて、学士課程、大学院課程の教育に従事している。教育研究に係る責任者として、学士課程の各学部に学部長を、大学院課程の各研究科に研究科長を置いている。共通教育の責任体制については、学士課程基盤教育機構長、大学院基盤教育機構長を配置している。

また、教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会、各研究科に研究科委員会を設置している。各学部教授会は、「学部教授会規則」に基づき設置され、学部長及び主担当教員として配置された教授等で構成され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等を審議している。各研究科委員会は、「研究科委員会規則」に基づき設置され、研究科長、副研究科長（理工学研究科に限る。）、主担当教員として配置された教授及び研究科の基礎となる学部に配置された教授等で構成され、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等を審議している。学部教授会及び研究科委員会は、平成 30 年度は、別紙様式１－３－２のとおり開催されている。

また、教育研究に関する事項を全学的見地から審議する機関として、学長、理事、副学長、各学部長、医学部附属病院長及び学長が指名する副学部長６人で構成される教育研究評議会を設置している。規則上、原則月１回の開催を定め、平成 30 年度は、別紙様式１－３－３のとおり開催されている。

領域２　内部質保証に関する基準

基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準２－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は次のように整備されている。学長を内部質保証に関する業務の最高責任者とし、その指示に基づき評価関係業務を実質的に統括する責任者を、評価関係業務担当の理事・副学長としている。加えて、法人部局及び大学部局に、当該部局における内部質保証に関する業務を行う者として各部局長を部局責任者としている。この体制における中核的な審議機関は、役員会、教育研究評議会、経営協議会である。役員会、経営協議会及び教育研究評議会の内部質保証に係る役割は、「国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程」及び各会議体の設置規程に明文化されている。

また、それぞれの教育研究上の基本組織によって教育課程の質保証に責任をもつ体制が次のように整備されている。人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部においては、それぞれ当該学部長を責任者として質保証を行うこととしている。学士課程基盤教育においては、学士課程基盤教育機構長を責任者として質保証を行うこととしている。大学院社会文化システム研究科、地域教育文化研究科、医学系研究科、理工学研究科、有機材料システム研究科、農学研究科、教育実践研究科においては、それぞれ当該研究科長を責任者として質保証を行うこととしている。大学院基盤教育においては、大学院基盤教育機構長を責任者としてその質保証を行うこととしている。

また、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制については、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年 12 月までにそれぞれの規則類を改定し、次のように整備している。施設及び設備については、「施設等の有効活用に関する規程」のとおり、各法人部局長が「内部質保証に関する規程」第３条に基づき、施設に関する自己点検・評価を実施し、施設関係業務を担当する理事が調査し、調査結果を学長に報告し、改善の必要があると判断した場合は、学長が関係法人部局に施設使用の是正を指示する。指示を受けた当該法人部局長は、施設使用の改善計画を立案し、学長に報告することとしている。学生支援については、教務及び学生生活全般は「学生委員会規程」のとおり、学生委員会が、「内部質保証に関する規程」第３条に基づき、教務及び学生生活全般の状況に関する自己点検・評価を実施し、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定する。委員長は、改善計画について学長に報告するとともに、役員会での確認を経て、各部局に改善を指示し、指示を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果を委員長に報告し、委員長は学長に報告することとしている。加えて、就職指導及び就職対策全般の状況は、「就職委員会規程」のとおり、就職委員会が、「内部質保証に関する規程」第３条に基づき、就職指導及び就職対策全般の状況に関する自己点検・評価を実施し、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定する。委員長は、改善計画について学長に報告するとともに、役員会での確認を経て、各部局に改善を指示し、指示を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果を委員長に報告し、委員長は学長に報告することとしている。

学生受入については、「入学試験委員会規程」のとおり、入学試験委員会が、「内部質保証に関する規程」第３条に基づき、入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価を実施し、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定する。委員長は、改善計画について学長に報告するとともに、役員会での確認を経て、各部局に改善を指示し、指示を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果を委員長に報告し、委員長は学長に報告することとしている。

基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準２－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

点検・評価において、「内部質保証を推進するための指針」で、学位授与の方針の具体性・明確性、学位授与方針と教育課程の編成・実施の方針の整合性、学位授与方針に照らした学習成果等について、教育プログラムごとに教育ディレクター及び統括教育ディレクターが点検・評価を行い、その結果を教授会で審議し、学部長・研究科長が役員会に報告するものとしている。

また、施設及び設備に関しては「施設の有効活用に関する規程」、学生支援に関しては「学生委員会規程」及び「就職委員会規程」、学生の受入に関しては「入学試験委員会規程」で、それぞれの自己点検・評価の方法及びその頻度が定められている。

また、キャンパスごとに学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会を開催すると共に、基盤共通教育における学生との座談会や、理事とサークル代表等の意見交換会を開催して学生の意見を聴取している。加えて、当該大学の教育改革の方向性、授業内容等に関する意見聴取を保護者、卒業生（修了生）の主な雇用者から行うとともに、卒業生（修了生）の主な雇用者に対しては、当該大学卒業生、修了生の採用満足度等を問うアンケートを実施している。その頻度に関しては、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年 12 月までに「内部質保証を推進するための指針」を改定し、定められている。

また、「内部質保証に関する規程」において、内部質保証に関し必要な事項は、役員会の議を踏まえ学長が決定すること、経営に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、経営協議会の議を経るものとすること、教育研究に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経るものとすることとされており、PDCA サイクルの実施等により継続的に点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとしている。

また、機関別内部質保証体制において決定した計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処方法を決定する手順については、教育課程については「内部質保証を推進するための指針」で定められている。なお、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関しては、決定した計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処方法を決定する手順について、自己評価書提出時には十分に明文化されていなかったが、令和元年 12 月までにそれぞれの規則類を改定し、施設及び設備に関しては「施設等の有効活用に関する規程」、学生支援に関しては「学生委員会規程」「就職委員会規程」、学生の受入に関しては「入学試験委員会規程」でそれぞれ定めている。

基準２－３　【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準２－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式２－３－１のとおり実施され、全て対応済みである。今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。

また、全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化し、学生の学習意欲を高めている。

基準２－４　教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準２－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みについては、「教育研究組織改編等に関する規程」において規定されている。部局等の提案による組織整備構想については、部局等の教授会等から計画書が学長に提案され、学長がこれを受理したときは、役員会の議を経て、教育研究評議会又は経営協議会に諮ることとしている。

基準２－５　組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準２－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員採用及び昇格の基準は、「教員選考規程」に定められている。同規程の第２条において、「教員の選考は、本学が総合大学として水準の高い教育研究の推進を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、その教育業績、研究業績、教授能力等を総合的に判断して行うものとする。」と定め、第３～７条に、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとの資格基準を定めている。選考方法については、同規程第８条に、学長が教員の選考に係る基本方針を策定すること、第９～14 条に、基本方針に基づいて部局長から人事計画を提出させてその妥当性を審査すること、部局長は学長の承認を得た人事計画に基づいて、教員選考に関する委員会を置き、当該委員会で複数の候補者を選考し、教授会による教育研究業績審査の意見を参酌した上で、部局長が最終候補者を選考し、学長が最終決定すると定めている。大学院担当教員の決定については、それぞれ

の研究科において、定めている。なお、医学系研究科において、大学院担当に係る資格審査に関する規則等が、自己評価書提出時には整備されていなかったが、令和元年 12 月までに「大学院医学系研究科担当教員の資格審査に関する規程」を策定し、明文化している。教員の採用・昇任の状況については別紙様式２－５－１のとおり、採用者、昇任者に対して書類審査、プレゼンテーション、面接、模擬授業等によって判断している。

また、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、「教員の個人評価指針」及び「教員の活動評価に関する規程」に基づき、継続して実施している。個人評価については、教育、研究、社会連携及び管理運営（医学部臨床部門については診療を加える）の領域について評価を実施している。評価の方法は、被評価者は、教員個人評価調査票を作成し、原則として３年に１度、部局の評価組織が、部局長が定める様式により過去３年分について評価を行い、部局長に報告している。教員業績評価の実施状況については別紙様式２－５－２のとおりである。

また、個人評価の結果は、主に賞与及び昇給へ反映させており、そのほかにも自己の活動の充実や問題があり改善を要すると判断された教員に対し、活動の改善について、適切な指導助言を実施している。年俸制職員の評価については、別途、取扱いを定め、各学部の定める評価期間に関わらず、毎年度実施し、評価結果を翌年度の年俸に反映している。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式２－５－４のとおり、「2018 山形大学ＦＤ研修会」や学生参加型ＦＤの「大学生としての基礎力とは」をはじめとした様々なＦＤを実施し、延べ 1,499 人が参加している。山形大学教育開発連携支援センターでは、国内 52 の大学・短大・高専が加盟している「ＦＤネットワークつばさ」の事務局として、大学間連携ＦＤを推進している。本連携事業では、連携校間で共通フォーマットによる授業評価アンケートを年間 6,200 科目以上の授業で実施し、18 万件超の回答データを収集・活用した連携型のＩＲに取り組んでいる。これら実績が評価され、平成 29 年度文部科学省教育関係共同利用拠点「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支援する連携・体験型拠点」としての認定を受けている。

また、教育活動を支援するための事務組織として、教務課、学生・キャリア支援課、学務課を置き、別紙様式２－５－５のとおり、教育支援者や教育補助者を配置している。

また、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）に対し、指導する学生に関する個人情報の配慮等、ＴＡとして心得ておくべき内容について、ＴＡ説明会を実施している。教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況については別紙様式２－５－６のとおりである。

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準３－１　財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】　基準３－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されている。

基準３－２　管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】　基準３－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学の管理運営のために、学長、理事により構成される役員会を設置し、大学の基本理念や中期計画等を審議している。加えて、学長、理事、医学部附属病院長、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもので構成される経営協議会を設置し、経営に関する重要事項等を審議している。

また、法令遵守に係る取組として、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護及びハラスメント防止は総務部、安全保障輸出管理及び動物実験は企画部、生命倫理は医学部と企画部が責任部署になり、別紙様式３－２－２のとおり規則を定めて整備している。危機管理に係る取組として、防火防災は総務部と施設部、情報セキュリティはエンロールメント・マネジメント部、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務部と企画部が責任部署になり、別紙様式３－２－２のとおり規則を定めて整備している。

基準３－３　管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】　基準３－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織として、教育・学生支援部（12 人）、企画部（７人）、エンロールメント・マネジメント部（15 人）、総務部（35 人）、財務部（17 人）、施設部（20 人）を置き、これらを本部事務部と総称している。加えて、小白川キャンパス事務部（158 人）、飯田キャンパス事務部（135 人）、米沢キャンパス事務部（93 人）、鶴岡キャンパス事務部（38 人）を置き、これらを部局事務部と総称している。それぞれの事務部に部長を置き、事務組織は理事が直接に指揮している。

基準３－４　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保さ

れ、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準３－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式３－４－１のとおり、教員及び事務職員等が大学の管理運営に係る、学生委員会、入学試験委員会、入学試験実施会議、就職委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、バイオセーフティ委員会、放射性同位元素等安全管理委員会、情報公開・個人情報保護委員会、キャンパス・ハラスメント防止委員会、利益相反マネジメント委員会、男女共同参画推進委員会、安全衛生管理委員会、評価分析室、評価分析室認証評価専門部等の合議体に参加している。

また、管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式３－４－２のとおり、新規採用職員研修をはじめとするキャリア別研修や職種別の研修を教職員に対して提供し、延べ 352 人が参加している。

基準３－５　財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準３－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

業務の適正かつ効率的な運営を図るために、監事２人（常勤１人、非常勤１人）を置いている。監事は、「監事監査規程」に基づき、監査計画を立案し、業務監査、会計監査の定期監査を実施し、学長に報告を行っている。

また、文部科学大臣が選任した会計監査人による監査が実施されている。

また、「内部監査規則」に基づき、他の部門から独立した監査室が年間の監査計画を策定し、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、毎事業年度初めに監査計画案を作成し学長に提出し、監査後は監査結果報告書を作成し学長及び監事に報告している。

また、監事、会計監査人及び監査室は、監事監査・内部監査・会計監査の三者間でコミュニケーション・相互連携を強化するために三様監査コミュニケーションや、大学の管理運営主体を交えた四者協議を定期的に開催し、監査内容、結果等について意見交換を行っている。

基準３－６　大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準３－６を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式３－６－１のとおり公表している。

なお、法令等が公表を求める事項のうち一部の教員の学位・業績が、自己評価書提出時には十分に公表されていなかったが、令和元年 12 月までに公表している。

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準４－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

山形市小白川町に小白川キャンパス、山形市飯田西に飯田キャンパス、山形県米沢市に米沢キャンパス、山形県鶴岡市に鶴岡キャンパスを有し、その校地面積は小白川キャンパス 123,086 ㎡、飯田キャンパス 190,722 ㎡、米沢キャンパス 101,896 ㎡、鶴岡キャンパス 62,506 ㎡である。校舎等の施設面積は、計 267,129 ㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。夜間の授業の実施状況及び２以上のキャンパスでの教育の実施状況については、別紙様式４－１－１のとおりである。

また、法令が定める附属施設として別紙様式４－１－２のとおり、附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、医学部附属病院、ものづくりセンター（実験・実習工場）、農学部附属やまがたフィールド科学センター（農場・演習林）が設置されている。

また、施設・設備の耐震化については、対象の建物についてはすべて耐震性能を有しており耐震化率は 100％である。バリアフリー化については、構内のバリアフリーマップを作成し、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等の設置箇所を管理している。加えて、障がい学生支援センターにおいて、車いす利用の学生が教室・建物を安心してアクセスできるようにするため、バリアフリー調査を実施している。安全防犯面については、「防災・防火管理規程」、「防犯カメラの管理及び運用に関する規程」を定めている。加えて、安全･安心なキャンパス環境を確保するため、エクステリア（外構）の物的ハザード（危険要因）を解消することを目的とした事業として、エクステリアハザード解消事業を実施している。

また、ＩＣＴ環境については、学内ＬＡＮに接続されたパソコンが 623 台あり、全学生に対して情報リテラシー教育を実施している。加えて、平成 30 年度から研究科横断科目として開講している大学院共通科目を実施するため、４キャンパスにおいて専用の遠隔講義システムを導入し、活用している。

また、附属図書館は、４つの各キャンパス内に設置されており、延面積は、小白川図書館 7,626 ㎡、医学部図書館 1,195 ㎡、工学部図書館 3,225 ㎡、農学部図書館 820 ㎡である。閲覧座席数は、小白川図書館 892 席、医学部図書館 101 席、工学部図書館 309 席、農学部図書館 120 席である。令和元年５月１日現在の蔵書数は、小白川図書館は、図書 721,809 冊、雑誌 13,215 種、電子ジャーナル 6,331 種である。医学部図書館は、図書 93,571 冊、雑誌 4,980 種、電子ジャーナル 1,553 種である。工学部図書館は、図書 175,933 冊、雑誌 3,423 種、電子ジャーナル 56 種である。農学部図書館は、図書 101,649 冊、雑誌 3,243 種である。

また、小白川キャンパスでは学生多目的室、交流スペース、リフレッシュルーム、学生ラウンジ、学生自習室及び教室・実習室の授業時間外の利用等、飯田キャンパスではグループ学習室、自習室及び学習室等、米沢キャンパスでは学生ラウンジ、実習室、リフレッシュルーム、グループワークエリア及び工学部図書館内施設を整備している。それぞれの施設の規模及び利用時間等については、

別紙様式４－１－６に示すとおりである。加えて、平成 28 年度に基盤教育３号館及び小白川キャンパス図書館１階、平成 30 年度に米沢キャンパス図書館３階をラーニング・コモンズとして改修するなど、学生の自主的な学習環境の整備に積極的に務めている。

基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準４－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、なんでも相談コーナーや各キャンパスに学生相談室を設置し、対応している。各種ハラスメントについては、「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、キャンパス・ハラスメント防止委員会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会及びキャンパス・ハラスメント特別対策委員会を設置し、ハラスメント防止及び排除のための措置を講じるほか､ハラスメントに起因する問題に対応している。加えて、学生の死亡事故を受け、再発防止対策及び学生のケアに取り組むため、学長を本部長とした総合対策本部を設置し、大学の現状、今後の課題と対策について検討を重ね、報告書「充実した大学生活を過ごすために」及び「学生の事故防止のためのガイドライン」を策定し、配布するなどの対策を実施している。

また、部活動や自治会活動等の課外活動については、262 団体が課外活動を行っている。そのための施設として、体育館、陸上競技場等が設置され、備品貸与及び運営資金の支援が行われている。加えて、課外活動において特に優秀な成績を修めた学生又は学生団体に、学生表彰を行っている。

また、留学生への生活支援等として、各学部では国際交流委員会を中心に留学生支援を行い、留学生の多い小白川キャンパスと米沢キャンパスには、それぞれ小白川キャンパス国際センター、工学部国際交流センターを設置している。加えて、原則、留学生一人に対し一人のチューターを配置している。経済的な支援としては、「修学支援事業国際交流奨学金貸与細則」に基づき、修学支援を目的に、緊急的な措置として奨学金を貸与している。加えて、外国人留学生に居住の場を提供するとともに、国際交流の事業の用に供することを目的に、山形大学山形国際交流会館、山形大学米沢国際交流会館を設置している。それらの情報はウェブサイトや留学生ハンドブックを配布して、留学生に情報提供している。

また、障害のある学生への生活支援等として、「障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、障がい学生支援センターを設置するとともに、「障がい学生支援に関する規程」を策定し、障害学生からの相談等の生活支援を行っている。学位授与式の際は、聴覚障害の学生のためにパソコン通訳（スクリーン投影、モニターによる文字表示）を実施している。

また、学生に対する経済面での援助として、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の各種奨学金制度を実施している。大学独自の奨学金制度として、大学の運営資金による「山形大学 YU Do Best 奨学金」、当該大学医学部卒業生からの寄附による「山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金」、地元の企業家からの寄附による「山形大学山澤進奨学金」等の納付制度を整備し、学生に対する経済面での支援体制を整備している。「山形大学 YU Do Best 奨学金」等の大学独自の奨学金制度により平成 30 年度は 51 人に支援している。加えて、米沢地区白揚寮（男子寮）の老朽

化が著しかったことから、留学生や女子学生も入居できる 250 戸の新学生寮を整備し、平成 31 年４月から利用に供している。利用実績については、別紙様式４－２－５のとおりである。

領域５　学生の受入に関する基準

基準５－１　学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準５－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学士課程においては、大学としての学生受入方針の下に、求める学生像及び入学者選抜方法を、学部、学科又はコースごとの人材養成の方針とともに定めている。

大学院課程においては、大学院としての学生受入方針の下に、各研究科の課程の専攻ごとに求める学生像と入学者選抜の基本方針を定めている。

基準５－２　学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準５－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式５－２－１のとおり入学者選抜を行っている。学生の受入は、入学試験委員会が責任をもって実施している。入学試験委員会は、学士課程、大学院課程それぞれについて「入学者試験実施要項」等を定め、企画、運営を実施している。入学試験委員会及び各学部・研究科に置かれた入学者選抜に関する委員会は、公正な実施のために、特別選抜、面接の実施等に関する規則を定めている。

また、学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組として、各学部の入学試験委員会が、受験者の状況、入学試験の結果、学生の受入について検証を実施し、人文社会科学部、理学部におけるＡＯ入試の導入、地域教育文化学部における推薦入試の定員増、医学部看護学科における後期日程の新設等が実施されている。大学院においては、各研究科委員会等において入学試験実施状況の検証を実施し、入学者選抜制度の見直し等を実施している。

基準５－３　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準５－３を満たしていない。

【改善を要する点】

○　有機材料システム研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

○　医学系研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 27 年度～令和元年度の５年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、以下のとおりである。

［学士課程］
・人文社会科学部：1.06 倍
・地域教育文化学部：1.04 倍
・理学部：1.04 倍
・医学部：1.00 倍
・工学部：1.06 倍
・農学部：1.02 倍
［大学院課程］
・社会文化システム研究科（修士課程）：1.15 倍
・地域教育文化研究科（修士課程）：1.03 倍
・医学系研究科（修士課程）：0.66 倍　（博士課程）：0.82 倍
・理工学研究科（修士課程）：1.09 倍　（博士課程）：0.79 倍
・有機材料システム研究科（修士課程）：1.35 倍　（博士課程）：1.05 倍
・農学研究科（修士課程）：0.78 倍
［専門職学位課程］
・教育実践研究科：1.04 倍

有機材料システム研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。また、医学系研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。これに対して平成 30 年４月 11 日に「大学院改組による教育改革に関するタスクフォース」を設置し修士課程及び博士前期課程の改組を検討している。

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準６－１を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準６－２を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準６－３を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、カリキュラムマップ及びカリキュラム・チェックリストを作成し、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

また、他の大学における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を規則等で定めている。

また、研究科においては、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていたものの、それが規則上、明文化されていなかったが、令和元年 12 月までに「大学院規則」を改定し、研究指導計画の策定について明文化された。

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準６－４を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、１年間の授業を行う期間は、35 週が確保されており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が 15 週にわたるものとなっている。

また、すべての学部・研究科の授業科目においては、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

また、すべての学部において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

また、社会文化システム研究科、地域教育文化研究科、理工学研究科、医学系研究科、有機材料システム研究科及び農学研究科において、教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業が実施され、講義室・実習室等を夜間も利用できるよう開放し、夜間における授業に必要な配慮が行われている。工学部の夜間における授業を実施している課程についても同様に、適切な配慮が行われている。

基準６－５　学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準６－５を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式６－５－１のとおり指導、助言が行われている。

また、オフィスアワーやＹＵサポーティングシステム等により、学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式６－５－２のとおり助言、支援が行われている。

また、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、別紙様式６－５－３のとおりインターンシップやキャリア教育科目の開講が実施されている。

また、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制として、別紙様式６－５－４のとおり整備されている。

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準６－６を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準について、成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって策定している。

なお、自己評価書提出時には、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、十分に確認できなかったが、令和元年 10 月のＩＲ会議において、前期の各授業科目の成績評価の分布の確認を、大学として試行的に行っている。

また、成績に対する異議申立て制度については、自己評価書提出時には、規則等が整備されておらず、十分に確認できなかったが、令和元年９月及び 10 月の大学院統括教育ディレクター会議及び

学部統括教育ディレクター会議において審議され、令和元年 11 月にウェブサイトで周知を図り、令和２年度以降の学生便覧にも明示することとしている。

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】　基準６－７を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を定め、公表している。

また、すべての研究科において、学位論文審査基準を組織として策定して、公表している。

また、卒業（修了）の認定は、策定された要件に則して教授会及び研究科委員会において組織的に実施されている。

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】　基準６－８を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去５年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況は、別紙様式６－８－１のとおりである。

また、就職及び進学の状況は、別紙様式６－８－２のとおりであり、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある。